

## 【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成18年2月1日

【会社名】 国際石油開発株式会社

【英訳名】 INPEX CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 黒田直樹

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区恵比寿四丁目1番18号

【電話番号】 03-5448-1207

【事務連絡者氏名】 経理ユニットジェネラルマネージャー 日俣昇

【電話番号】 03-5448-1238

【事務連絡者氏名】 取締役経営企画ユニットジェネラルマネージャー兼  
広報ユニットジェネラルマネージャー 伊藤成也

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区恵比寿四丁目1番18号

【電話番号】 03-5448-1207

【事務連絡者氏名】 経理ユニットジェネラルマネージャー 日俣昇

【電話番号】 03-5448-1238

【事務連絡者氏名】 取締役経営企画ユニットジェネラルマネージャー兼  
広報ユニットジェネラルマネージャー 伊藤成也

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【提出理由】

平成18年1月31日開催の当社臨時株主総会において、当社と帝国石油株式会社とが株式移転により共同して完全親会社「国際石油開発帝石ホールディングス株式会社」を設立し、両社がその完全子会社となることについて承認可決されましたので、証券取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2 【報告内容】

- (1) 当該株式移転において、提出会社の他に完全子会社となる会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称	帝国石油株式会社
住所	東京都渋谷区幡ヶ谷一丁目31番10号
代表者の氏名	代表取締役社長 相岡 雅俊
資本金	19,579百万円
事業の内容	石油・天然ガスの探鉱、開発、生産および販売

- (2) 当該株式移転の目的

近年、米国・中国を筆頭とする世界経済の成長を背景として石油・天然ガス需要が急速に伸びる一方、長期に亘る低油価の下、開発投資が抑制されてきたことや不安定な中東情勢等から、石油・天然ガス価格の高騰が続いております。

このような中、中国・インド等が国を挙げて中東・アフリカ・中南米・カスピ海など世界各地で上流権益確保に邁進する一方、海外の大手石油開発企業は合従連衡により競争力を一層強化する等、資源獲得競争は益々激しくなっております。海外における上流権益獲得により企業価値の向上を図ることを目標としている当社および帝国石油株式会社にとりまして、このような厳しい競争環境の中で持続的に発展していくためには、大手国際石油企業に比しても遜色ない、高い国際競争力を備えた強靱な経営基盤の早期確立が必要であります。

このような認識に立ち、今般、当社および帝国石油株式会社は、よりバランスのとれた資産ポートフォリオの構築、健全な財務基盤のさらなる強化、資源開発のための技術力の結集を通じ、一層強靱な企業体力と有望権益獲得能力を具備することにより、国際競争場裡において確固たる地位を築くべく、共同持株会社を設立し、経営統合を行うことで合意いたしました。

当該株式移転は、上記の目的のため、当社が、帝国石油株式会社と共同して商法第364条に定める株式移転により、当社および帝国石油株式会社の完全親会社となる「国際石油開発帝石ホールディングス株式会社」を設立し、その完全子会社となるものであります。

なお、「国際石油開発帝石ホールディングス株式会社」設立後、平成20年6月を目途に、同社ならびに当社および帝国石油株式会社の合併により、事業持株会社への移行を計画しており、これにより一層効率的、機動的な経営体制を確保することを目指しております。

- (3) 当該株式移転の方法及び当該株式移転に係る株主総会の決議の内容

### ① 当該株式移転の方法

商法第364条に定める方法によります。

## ② 株主総会の決議の内容

平成18年1月31日開催の当社臨時株主総会において承認可決された内容は以下のとおりであります。

### 1) 設立する完全親会社の定款

「国際石油開発帝石ホールディングス株式会社」の定款の内容は、後記「国際石油開発帝石ホールディングス株式会社定款」に記載のとおりであります。

### 2) 設立する完全親会社が株式移転に際して発行する株式の種類及び数

「国際石油開発帝石ホールディングス株式会社」が、株式移転に際して、発行する株式の種類および数は、次のとおりといたします。

(a) 普通株式 2,360,659.95株

(b) 甲種類株式 1株

ただし、株式移転をなすべき時期の前日までに当社および帝国石油株式会社において自己株式の消却がなされた場合には、当該自己株式への割当分につき「国際石油開発帝石ホールディングス株式会社」が株式移転に際して発行する普通株式の数を減ずるものとしたします。また、「国際石油開発帝石ホールディングス株式会社」においては、端株制度を採用するものとしたします。

### 3) 当社および帝国石油株式会社の株主に対する株式の割当て

「国際石油開発帝石ホールディングス株式会社」は、株式移転に際して、株式移転をなすべき時期の前日の当社および帝国石油株式会社の最終の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）に記載または記録された株主（実質株主を含む。以下同じ。）に対し、それぞれ次の比率で「国際石油開発帝石ホールディングス株式会社」の株式を割当てするものとしたします。

(a) 当社の普通株式を有する株主については、その所有する普通株式1株に対して「国際石油開発帝石ホールディングス株式会社」の普通株式1株の割合

(b) 当社の甲種類株式を有する株主については、その所有する甲種類株式1株に対して「国際石油開発帝石ホールディングス株式会社」の甲種類株式1株の割合

(c) 帝国石油株式会社の普通株式を有する株主については、その所有する普通株式1株に対して「国際石油開発帝石ホールディングス株式会社」の普通株式0.00144株の割合

なお、当社は端株制度、帝国石油株式会社は1,000株を1単元とする単元株制度を採用しております。

### 4) 自己株式の消却

当社および帝国石油株式会社は、株式移転をなすべき時期の前日までの適切な時期において、当該時点においてそれぞれの有する自己株式の全部を商法の定めに基づき消却するものとしたします。

5) 設立する完全親会社の資本の額および資本準備金

「国際石油開発帝石ホールディングス株式会社」の資本の額および資本準備金は、次のとおりといたします。

- (a) 資本の額 300億円
- (b) 資本準備金 株式移転の日に、当社および帝国石油株式会社に現存する純資産の合計額から、上記資本の額および後記6)の株主に支払いをなすべき株式移転交付金の合計額を控除した金額

6) 株式移転交付金

「国際石油開発帝石ホールディングス株式会社」は、株式移転に際し、株式移転をなすべき時期の前日の帝国石油株式会社の最終の株主名簿に記載または記録された各株主および登録質権者に対し、株式移転をなすべき時期後3カ月以内に、利益配当の支払いに代えて、その所有する帝国石油株式会社の普通株式1株に対して3円の株式移転交付金の支払いを行います。

ただし、株式移転交付金の額は、帝国石油株式会社の資産・負債の状態、経済情勢の変化、その他の事情に応じ、当社および帝国石油株式会社の協議により変更することができるものといたします。

7) 株式移転をなすべき時期（株式移転をなすべき日）

株式移転をなすべき時期は平成18年4月3日とし、「国際石油開発帝石ホールディングス株式会社」の設立登記申請も同日に行う予定であります。ただし、株式移転の手續上の必要性その他の事由により必要な場合には、当社および帝国石油株式会社の協議により変更することができるものといたします。

8) 株式移転の日までになす利益配当の限度額（配当金支払いの基準日が株式移転の日以前であり、配当金が株式移転の日の後に支払われる場合を含む。）

- (a) 当社は、平成18年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主および登録質権者に対し、その普通株式および甲種類株式それぞれ1株につき5,500円、総額10,559,081千円を限度として、利益の配当を行うことができるものといたします。
- (b) 帝国石油株式会社は、平成17年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主および登録質権者に対し、その普通株式1株につき4円50銭、総額1,372,504千円を限度として、利益の配当を行うことができるものといたします。

9) 設立する完全親会社の取締役

「国際石油開発帝石ホールディングス株式会社」の取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴および他の会社の代表状況	所有する当社および帝国石油株式会社の株式の数
まつ おくに ひこ 松尾 邦彦 昭和10年8月9日生	昭和33年4月 通商産業省(現経済産業省)入省 // 63年6月 中小企業庁長官 平成元年7月 石油公団 理事 // 4年7月 当社 顧問 // 5年6月 当社 代表取締役副社長 // 8年6月 当社 代表取締役社長 // 17年6月 当社 代表取締役会長(現) [他の会社の代表状況] 後記に記載のとおりであります。	当社 12株 帝国石油株式会社 0株
いそ の あきら 磯野 啓 昭和9年9月27日生	昭和33年4月 帝国石油(株)入社 // 59年4月 同社 経理部長 // 60年3月 同社 理事 // 62年3月 同社 取締役 平成元年3月 同社 常務取締役 // 6年3月 同社 専務取締役 // 7年3月 同社 代表取締役副社長 // 11年3月 同社 代表取締役社長 // 17年3月 同社 代表取締役会長(現) [他の会社の代表状況] 後記に記載のとおりであります。	当社 0株 帝国石油株式会社 69,000株
すぎ おか まさ とし 相岡 雅俊 昭和20年1月1日生	昭和43年4月 帝国石油(株)入社 平成6年4月 同社 技術部長 // 7年3月 同社 理事 // 8年3月 同社 取締役 // 11年3月 同社 常務取締役 // 14年3月 同社 専務取締役 // 17年3月 同社 代表取締役社長(現) [他の会社の代表状況] 後記に記載のとおりであります。	当社 0株 帝国石油株式会社 29,000株
くろ だ なお き 黒田 直樹 昭和15年12月18日生	昭和38年4月 通商産業省(現経済産業省)入省 平成4年6月 資源エネルギー庁長官 // 5年8月 (株)東京銀行(現(株)三菱東京UFJ銀行)顧問/三井海上火災保険(株)(現三井住友海上火災保険(株))顧問 // 7年8月 住友商事(株) 顧問 // 8年6月 同社 常務取締役 // 11年6月 当社 非常勤取締役 // 13年4月 住友商事(株) 代表取締役副社長 // 16年8月 同社 特別顧問 // 16年9月 当社 代表取締役副社長 // 17年6月 当社 代表取締役社長(現) [他の会社の代表状況] 後記に記載のとおりであります。	当社 10株 帝国石油株式会社 0株
まつ の ひさ たけ 松野 尚武 昭和19年8月25日生	昭和42年4月 帝国石油(株)入社 平成5年3月 同社 社長室長、LNG企画室長 // 5年3月 同社 理事 // 8年3月 同社 取締役 // 11年3月 同社 常務取締役 // 14年3月 同社 代表取締役副社長(現) // 17年3月 同社 営業本部長(現) [他の会社の代表状況] 後記に記載のとおりであります。	当社 0株 帝国石油株式会社 47,000株

氏名 (生年月日)	略歴および他の会社の代表状況	所有する当社および帝国石油株式会社の株式の数
きだ かつじろう 喜田 勝治郎 昭和19年10月6日生	昭和43年4月 通商産業省(現経済産業省)入省 平成6年6月 国土庁(現国土交通省)長官官房審議官 // 7年7月 基盤技術研究促進センター(現新エネルギー・産業技術総合開発機構) 理事 // 10年6月 当社 取締役 // 12年6月 当社 常務取締役 // 15年6月 当社 代表取締役専務取締役 // 17年6月 当社 代表取締役副社長 // 17年9月 当社 代表取締役副社長総務・企画本部長 営業本部長(現) [他の会社の代表状況] 後記に記載のとおりであります。	当社 8株 帝国石油株式会社 0株
ふじ い むつ ひさ 藤井 睦久 昭和17年6月22日生	昭和41年4月 (株)日本興業銀行(現株みずほコーポレート銀行ほか) 入行 平成7年6月 同行 取締役 // 8年7月 年金福祉事業団 理事 // 13年4月 年金資金運用基金 理事 // 14年6月 当社 常務取締役 // 15年6月 当社 代表取締役専務取締役 // 17年6月 当社 代表取締役副社長 // 17年9月 当社 代表取締役副社長総務・管理本部長(現) [他の会社の代表状況] 後記に記載のとおりであります。	当社 8株 帝国石油株式会社 0株
まき たけ し 牧 武志 昭和17年8月15日生	昭和42年4月 帝国石油(株) 入社 平成5年3月 同社 生産部長 // 5年3月 同社 理事 // 7年3月 同社 新潟鉱業所長 // 7年3月 同社 取締役 // 11年3月 同社 常務取締役 // 14年3月 同社 専務取締役 // 17年3月 同社 代表取締役副社長(現) [他の会社の代表状況] 後記に記載のとおりであります。	当社 0株 帝国石油株式会社 57,000株
ゆい せい じ 由井 誠二 昭和24年3月17日生	昭和50年4月 当社入社 平成12年6月 当社 取締役ジャカルタ事務所長 // 15年3月 当社 取締役探鉱第一部担当支配人兼探鉱第二部担当支配人 // 15年6月 当社 常務取締役(現) // 16年4月 ジャパン石油開発(株)常務取締役(現)	当社 5株 帝国石油株式会社 0株
さ の まさ はる 佐野 正治 昭和26年4月17日生	昭和49年4月 帝国石油(株)入社 平成11年3月 同社 技術部長 // 12年4月 同社 技術企画部長 // 13年3月 同社 理事 // 13年3月 同社 海外本部海外事業部長 // 14年3月 同社 取締役 // 17年3月 同社 常務取締役(現) // 17年3月 同社 海外・大陸棚本部長(現) [他の会社の代表状況] 後記に記載のとおりであります。	当社 0株 帝国石油株式会社 15,000株
さか もと あきのり 坂本 明範 昭和26年2月3日生	昭和49年4月 帝国石油(株)入社 平成11年3月 同社 施設部長 // 12年4月 同社 国内本部施設部長 // 13年3月 同社 理事 // 14年3月 同社 取締役(現) // 14年11月 同社 パイプライン建設本部副本部長(現) // 17年3月 同社 国内本部副本部長(現)、新潟鉱業所長(現) [他の会社の代表状況] 後記に記載のとおりであります。	当社 0株 帝国石油株式会社 16,000株

氏名 (生年月日)	略歴および他の会社の代表状況	所有する当社および帝国石油株式会社の株式の数
伊藤 成也 昭和29年9月14日生	昭和52年4月 当社入社 平成11年6月 当社 秘書室長 " 12年10月 当社 ガス事業第二部長兼審議役(企画渉外部企画渉外業務管掌) " 14年4月 当社 経営企画部長 " 15年6月 当社 取締役経営企画部長 " 16年11月 当社 取締役経営企画部長兼広報室長 " 17年9月 当社 取締役総務・企画本部本部長補佐経営企画ユニットジェネラルマネージャー兼広報ユニットジェネラルマネージャー(現)	当社 3株 帝国石油株式会社 0株
若杉 和夫 昭和6年3月22日生	昭和28年4月 通商産業省(現経済産業省)入省 " 59年6月 同省 通商産業審議官 " 61年9月 ㈱日本長期信用銀行 顧問 平成5年6月 三菱電機㈱ 代表取締役副社長 " 7年5月 石油資源開発㈱ 顧問 " 7年6月 同社 代表取締役社長 " 8年6月 当社 非常勤取締役(現) " 13年6月 石油資源開発㈱ 代表取締役会長(現) [他の会社の代表状況] 後記に記載のとおりであります。	当社 0株 帝国石油株式会社 0株
吉村 尚憲 昭和20年8月4日生	昭和43年4月 三菱商事㈱入社 平成13年6月 同社 執行役員天然ガス事業本部長 " 15年4月 同社 常務執行役員エネルギー事業グループCOO " 17年4月 同社 常務執行役員エネルギー事業グループCEO " 17年6月 当社 非常勤取締役(現) " 17年6月 三菱商事㈱ 代表取締役常務執行役員エネルギー事業グループCEO(現) [他の会社の代表状況] 後記に記載のとおりであります。	当社 0株 帝国石油株式会社 0株
佐藤 純二 昭和14年10月19日生	昭和37年4月 三井物産㈱入社 平成7年6月 同社 取締役 " 12年6月 同社 代表取締役常務取締役 " 15年4月 三井石油開発㈱ 顧問 " 15年6月 同社 代表取締役社長 " 15年6月 当社 非常勤取締役(現) " 17年6月 三井石油開発㈱ 取締役会長(現)	当社 0株 帝国石油株式会社 0株
平井 茂雄 昭和23年5月30日生	昭和46年4月 日本石油㈱(現新日本石油㈱)入社 平成12年6月 同社 総合企画部長 " 14年6月 同社 取締役 " 17年6月 同社 常務取締役執行役員経営管理第1本部長(現)	当社 0株 帝国石油株式会社 0株

(注)

1. 取締役候補者 若杉和夫、吉村尚憲、佐藤純二および平井茂雄の各氏は、商法第188条第2項第7号ノ2に定める社外取締役の要件を満たしております。
2. 取締役候補者 若杉和夫氏は、石油資源開発株式会社代表取締役会長を兼務しており、同社の営業の一部は、当社および帝国石油株式会社の営業の一部と同一部類に属しております。帝国石油株式会社は、同社との間で営業取引等を行っております。また、「国際石油開発帝石ホールディングス株式会社」は、同社との間で同一部類の営業を行うことがあります。
3. 取締役候補者 吉村尚憲氏は、三菱商事株式会社代表取締役常務執行役員エネルギー事業グループCEOを兼務しており、同社の営業の一部は、当社および帝国石油株式会社の営業の一部と同一部類に属しております。また、「国際石油開発帝石ホールディングス株式会社」は、同社との間で同一部類の営業を行うことがあります。
4. 取締役候補者 松尾邦彦、黒田直樹、喜田勝治郎および藤井睦久の各氏はインペック

ス南西カスピ海石油株式会社の代表取締役を兼務しており、当社は同社との間に営業取引以外の取引関係（債務保証に係る保証料の受取）があります。なお、同社は当社の子法人等であります。

5. 取締役候補者 松尾邦彦、黒田直樹、喜田勝治郎および藤井睦久の各氏はインペックス北カスピ海石油株式会社の代表取締役を兼務しており、当社は同社との間に営業取引以外の取引関係（債務保証に係る保証料の受取）があります。なお、同社は当社の子法人等であります。
6. その他の各取締役候補者と当社および帝国石油株式会社との間には、いずれも特別の利害関係はなく、また、「国際石油開発帝石ホールディングス株式会社」との間で特別の利害関係が生じる予定もありません。

[他の会社の代表状況]

取締役候補者による他の会社（国際石油開発株式会社および帝国石油株式会社を含む。）の代表状況は以下のとおりであります。

松尾邦彦

国際石油開発株式会社 代表取締役会長

ナトゥナ石油株式会社、インペックスジャワ株式会社、インペックススマトラ株式会社、インペックステナガ株式会社、アルファ石油株式会社、インペックスチモールシー株式会社、サウル石油株式会社、インペックスエービーケー石油株式会社、北東マハカム沖石油株式会社、インペックス北カスピ海石油株式会社、インペックス西豪州ブラウズ石油株式会社、インペックスマセラアラフラ海石油株式会社、インペックス東アルグニ石油株式会社、インペックス西アルグニ石油株式会社、インペックス南西カスピ海石油株式会社、インペックス北カンボス沖石油株式会社、インペックス北マカッサル石油株式会社、インペックス北ナトゥナ石油株式会社、インペックス北マハカム沖石油株式会社、インペックス南スラウェシ沖石油株式会社、アザデガン石油開発株式会社、インペックスリビア石油株式会社  
以上22社代表取締役

磯野 啓

帝国石油株式会社 代表取締役会長

帝石アルジェリア石油株式会社、京葉パイプライン株式会社  
両社代表取締役社長

梶岡雅俊

帝石コンゴ石油株式会社 代表取締役会長

帝国石油株式会社、ベネズエラ石油株式会社、帝石エル・オアール石油株式会社、  
帝石スエズS E J 株式会社、帝石コンソン石油株式会社、帝石スエズS O B 株式会  
社、帝石ナイルN Q R 株式会社

以上7社代表取締役社長

#### 黒田直樹

国際石油開発株式会社、インペックスジャワ株式会社、インペックススマトラ株式  
会社、インペックステナガ株式会社、インペックスチモールシー株式会社、サウル  
石油株式会社、北東マハカム沖石油株式会社、インペックス北カスピ海石油株式会  
社、インペックス東アルグニ石油株式会社、インペックス西アルグニ石油株式会  
社、インペックス南西カスピ海石油株式会社、インペックス北カンポス沖石油株式会  
社、インペックス北マカッサル石油株式会社、アザデガン石油開発株式会社、インペ  
ックスリビア石油株式会社

以上15社代表取締役社長

ナトゥナ石油株式会社、アルファ石油株式会社、インペックスエービーケー石油株  
式会社、インペックス西豪州ブラウズ石油株式会社、インペックスマセラアラフラ  
海石油株式会社、インペックス北ナトゥナ石油株式会社、インペックス北マハカム  
沖石油株式会社、インペックス南スラウェシ沖石油株式会社

以上8社代表取締役

#### 松野尚武

帝国石油株式会社 代表取締役副社長

#### 喜田勝治郎

ナトゥナ石油株式会社、インペックストレージング株式会社、アルファ石油株式  
会社、インペックス北ナトゥナ石油株式会社

以上4社代表取締役社長

国際石油開発株式会社、インペックスジャワ株式会社、インペックススマトラ株式  
会社、インペックステナガ株式会社、インペックスチモールシー株式会社、サウル  
石油株式会社、インペックスエービーケー石油株式会社、北東マハカム沖石油株式  
会社、インペックス北カスピ海石油株式会社、インペックス西豪州ブラウズ石油株  
式会社、インペックスマセラアラフラ海石油株式会社、インペックス東アルグニ石  
油株式会社、インペックス西アルグニ石油株式会社、インペックス南西カスピ海石  
油株式会社、インペックス北カンポス沖石油株式会社、インペックス北マカッサル  
石油株式会社、インペックス北マハカム沖石油株式会社、インペックス南スラウェ  
シ沖石油株式会社、アザデガン石油開発株式会社、インペックスリビア石油株式会

社

以上20社代表取締役副社長

藤井睦久

インペックスエービーケー石油株式会社 代表取締役社長

国際石油開発株式会社、ナトゥナ石油株式会社、インペックスジャワ株式会社、インペックススマトラ株式会社、インペックステンガ株式会社、アルファ石油株式会社、インペックスチモールシー株式会社、サウル石油株式会社、北東マハカム沖石油株式会社、インペックス北カスピ海石油株式会社、インペックス西豪州ブラウズ石油株式会社、インペックスマセラアラフラ海石油株式会社、インペックス東アルグニ石油株式会社、インペックス西アルグニ石油株式会社、インペックス南西カスピ海石油株式会社、インペックス北カンポス沖石油株式会社、インペックス北マカッサル石油株式会社、インペックス北ナトゥナ石油株式会社、インペックス北マハカム沖石油株式会社、インペックス南スラウェシ沖石油株式会社、アザデガン石油開発株式会社、インペックスリビア石油株式会社

以上22社代表取締役副社長

牧 武志

磐城沖石油開発株式会社 代表取締役社長

帝国石油株式会社 代表取締役副社長

佐野正治

株式会社テイコク・インターナショナル 代表取締役社長

坂本明範

帝石パイプライン株式会社 代表取締役社長

なお、取締役候補者 松尾邦彦、磯野 啓、梶岡雅俊、黒田直樹、松野尚武、喜田勝治郎、藤井睦久、牧 武志、佐野正治および坂本明範の各氏が代表を務める他の会社は、国際石油開発株式会社および帝国石油株式会社を除き、いずれも鉱区権益取得およびプロジェクト推進の法的主体として設立された会社または石油・天然ガス関連事業を行う会社であり、国際石油開発株式会社または帝国石油株式会社の子法人等または関連会社であります。

若杉和夫

石油資源開発株式会社 代表取締役会長

カナダオイルサンド株式会社、日本サハリンパイプライン株式会社  
両社代表取締役社長

吉村尚憲

三菱商事株式会社 代表取締役常務執行役員エネルギー事業グループCEO

エム・イー・シー・ホールディングズ株式会社 代表取締役社長

10) 設立する完全親会社の監査役

「国際石油開発帝石ホールディングス株式会社」の監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴および他の会社の代表状況	所有する当社および帝国石油株式会社の株式の数
川 信 雄 昭和19年11月9日生	昭和42年4月 大蔵省(現財務省)入省 平成6年7月 大臣官房審議官 〃 6年12月 中小企業信用保険公庫(現中小企業基盤整備機構)理事 〃 10年7月 (株)整理回収銀行(現(株)整理回収機構) 顧問 〃 10年11月 同行 専務取締役 〃 11年6月 当社 常勤監査役(現)	当社 2株 帝国石油株式会社 0株
林 滋 昭和18年8月17日生	昭和44年6月 帝国石油(株)入社 平成7年3月 同社 営業部長 〃 7年3月 同社 理事 〃 9年3月 同社 取締役 〃 12年4月 同社 営業本部副本部長(現)、石油営業部長 〃 14年3月 同社 常務取締役(現) [他の会社の代表状況] 後記に記載のとおりであります。	当社 0株 帝国石油株式会社 42,000株
佐 藤 弘 昭和22年1月22日生	昭和45年4月 石油資源開発(株)入社 平成11年6月 同社 経理部長 〃 14年6月 同社 取締役経理部長 〃 17年6月 同社 常務執行役員(現)	当社 0株 帝国石油株式会社 0株
辻 亨 昭和14年2月10日生	昭和36年4月 丸紅飯田(株)(現丸紅(株))入社 平成3年4月 同社 紙パルプ木材本部長 〃 3年6月 同社 取締役 〃 7年6月 同社 常務取締役 〃 8年4月 同社 代表取締役常務取締役 〃 9年6月 同社 代表取締役専務取締役 〃 11年4月 同社 代表取締役社長 〃 15年4月 同社 代表取締役会長 〃 16年4月 同社 取締役会長(現)	当社 0株 帝国石油株式会社 0株
品 川 道 久 昭和24年1月1日生	昭和46年4月 住友商事(株)入社 平成15年4月 同社 執行役員エネルギー第一本部長 〃 16年4月 同社 常務執行役員資源・エネルギー事業部門長補佐 〃 16年8月 同社 常務執行役員資源・エネルギー事業部門長 〃 17年6月 当社 非常勤取締役(現) 〃 17年6月 住友商事(株) 代表取締役常務執行役員資源・エネルギー事業部門長(現) [他の会社の代表状況] 後記に記載のとおりであります。	当社 0株 帝国石油株式会社 0株

(注)

1. 各監査役候補者と当社および帝国石油株式会社との間には、いずれも特別の利害関係はなく、また、「国際石油開発帝石ホールディングス株式会社」との間で特別の利害関係が生じる予定もありません。
2. 監査役候補者 川 信雄、佐藤 弘および辻 亨の各氏は「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役の候補者であります。
3. 監査役候補者 林滋氏は、現在、帝国石油株式会社および埼玉ガス株式会社の取締役であります。完全親会社の監査役に就任する前日までに両社の取締役を退任する予定であります。
4. 監査役候補者 品川道久氏は、現在、当社の取締役であります。完全親会社の監査役に就任する前日までに当社の取締役を退任する予定であります。

[他の会社の代表状況]

監査役候補者による他の会社の代表状況は以下のとおりであります。

林 滋

埼玉ガス株式会社 代表取締役社長

なお、監査役候補者 林滋氏が代表を務める埼玉ガス株式会社は都市ガスの供給等を行う会社であり、帝国石油株式会社の子法人等であります。

品川道久

住友商事株式会社 代表取締役常務執行役員資源・エネルギー事業部門長

1 1) 設立する完全親会社の取締役および監査役の報酬額

「国際石油開発帝石ホールディングス株式会社」の取締役および監査役それぞれの報酬総額は、当社および帝国石油株式会社それぞれの報酬総額、その他諸般の事情を考慮して、取締役の報酬総額は月額3,700万円以内とし、監査役の報酬総額は月額550万円以内といたします。

なお、設立時の「国際石油開発帝石ホールディングス株式会社」の取締役は16名、監査役は5名となる予定であります。また、上記の取締役の報酬額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

1 2) 設立する完全親会社の会計監査人の選任に関する事項

「国際石油開発帝石ホールディングス株式会社」の会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(平成17年9月30日現在)

名 称	新日本監査法人
主たる事務所	東京都千代田区内幸町二丁目2番3号 日比谷国際ビル
沿革	昭和60年10月：監査法人太田哲三事務所（昭和42年設立）と昭和監査法人（昭和44年設立）の合併により太田昭和監査法人となる。 平成12年4月：太田昭和監査法人とセンチュリー監査法人（昭和61年設立）の合併により監査法人太田昭和センチュリーとなる。 平成13年7月：監査法人太田昭和センチュリーの名称変更により新日本監査法人となる。
概要	・社員／541名、公認会計士／1,113名、会計士補／818名、 その他職員／639名 ・国内事務所／35カ所、連絡事務所／8カ所、海外駐在所／21カ所 ・監査関与会社数／4,753社

1 3) 共同設立に関する事項

当社は、帝国石油株式会社と共同して、完全親会社である「国際石油開発帝石ホールディングス株式会社」を設立するものといたします。

帝国石油株式会社の概要は、次のとおりであります。

(平成17年6月30日現在)

商号	帝国石油株式会社
設立年月日	昭和16年9月1日
本店所在地	東京都渋谷区幡ヶ谷一丁目31番10号
代表者	代表取締役社長 相岡 雅俊
資本金	19,579百万円
主な事業内容	石油・天然ガスの探鉱、開発、生産および販売
従業員数	820名

③ 商法第366条第1項第2号の株式の割当てに関する説明

当社と帝国石油株式会社は、平成18年4月3日を株式移転の日とする「国際石油開発帝石ホールディングス株式会社」の設立（以下、「本件」という。）にあたり、株式移転比率を下記のとおり決定いたしました。

当社と帝国石油株式会社は、それぞれ、第三者機関であるJ.P.モルガン証券会社およびゴールドマン・サックス証券会社を本件に関するそれぞれの財務アドバイザーに任命いたしました。

財務アドバイザーは、それぞれ、両社の株価動向の調査およびディスカунテッド・キャッシュ・フロー（DCF）分析／ネット・アセット・バリュー（NAV）分析、貢献度分析等に基づいて本件普通株式移転比率を検討いたしました。

当社と帝国石油株式会社は、両社のそれぞれの財務アドバイザーによる分析と助言、その他の様々な要因を総合的に勘案した上で協議・交渉を行い、本件普通株式移転比率を決定いたしました。また、当社甲種類株式については、両社が協議を行い、当社の定款上有する権利と同等の権利を有する甲種類株式を、当社甲種類株式を有する株主に対して割当ててことを決定いたしました。

この結果、平成17年11月5日、両社は、下記の株式移転比率を記載した共同株式移転契約書の締結につきそれぞれの取締役会において決議し、同日、同契約書を締結しました。

また、当社は、J.P.モルガン証券会社から平成17年11月5日付で、同日現在において共同株式移転契約書に記載された株式移転比率が当社の株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書を受領しております。（注）

なお、帝国石油株式会社は、同社の財務アドバイザーであるゴールドマン・サックス証券会社から、下記株式移転比率が、同社の株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書を受領しております。

（注）J.P.モルガン証券会社の意見書は、一定の前提および条件に基づいて作成されており、同社が意見書の提出にあたって実施した諸手続きならびに使用した前提および条件等は、後掲の平成17年11月5日付意見書（写）に記載されております。

会社名	当 社	帝国石油株式会社
株式移転比率	1	0.00144

2005年11月5日

〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿四丁目1番18号

国際石油開発株式会社

取締役会 御中

弊社は、国際石油開発株式会社（以下、「貴社」という。）取締役会から、貴社が帝国石油株式会社（以下、「相手方」という。）との間で予定している共同持株会社の設立（以下、「本件取引」という。）における株式移転比率（以下において定義する。）が貴社普通株式の株主にとって、財務的見地から公正であるか否かについての意見表明を行うよう要請を受けました。2005年11月5日に貴社と相手方との間で締結される予定である共同株式移転契約書（以下、「株式移転契約書」という。）に基づき、貴社と相手方は、共同で持株会社（以下、「持株会社」という。）を設立し、その結果、貴社と相手方は、それぞれ持株会社の完全子会社となる予定です。株式移転契約書に基づき、貴社の発行済普通株式（以下「貴社普通株式」という。）1株に対して、持株会社の普通株式（以下、「持株会社普通株式」という。）1株が割り当てられ、相手方の発行済普通株式（以下、「相手方普通株式」という。）1株に対して、持株会社普通株式0.00144株が割り当てられる予定です（以下、この比率を「株式移転比率」という。）。

弊社は、意見表明にあたって、以下のような分析・検討作業を行いました。

- (1) 2005年11月5日付の株式移転契約書（案）の検討
- (2) 貴社及び相手方並びに両社が属する業界に関する、公開されている一定のビジネス情報及び財務情報の検討
- (3) 本件取引の財務的條件（案）と、弊社が関連性を有すると判断した他の会社が関与する一定の取引について公開されている財務的條件及び当該他社に関して受領された対価との比較
- (4) 貴社及び相手方の財務情報・事業関連情報と弊社が関連性を有すると判断した一定の他の会社に関する公開情報との比較、並びに貴社普通株式、相手方普通株式及び当該他の会社の一定の上場有価証券の現在及び過去の市場価格の検討
- (5) エスエヌコーポレートアドバイザーズ株式会社が作成した2005年9月8日付の相手方に関する財務デュー・ディリジェンス報告書の検討
- (6) 東京青山・青木法律事務所 ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所（外国共同事業）が作成した2005年9月8日付の相手方に関する法務デュー・ディリジェンス報告書の検討
- (7) 貴社及び相手方の経営陣がそれぞれの事業に関して作成した一定の内部財務分析・予測の検討
- (8) その他本意見表明にあたり弊社が必要又は適切と判断した財務調査・分析及び情報の検討

上記に加え、弊社は、本件取引の一定の側面のほか、貴社及び相手方の過去・現在の業務、貴社及び相手方の財務状況及び将来の業績・事業予測、本件取引が貴社の財務状況・将来の業績に及ぼす影響（本件取引により得られる可能性のあるシナジー効果を含む。）並びに弊社が必要又は適切と判断したその他の事項に関し、貴社及び相手方の一定の経営陣及び従業員との面談を行いました。

弊社は、本意見表明を行うにあたり、一切の公開情報、貴社若しくは相手方から提供を受けた情報又は貴社若しくは相手方と協議した情報及び弊社が検討の対象とした、又は弊社のために検討されたその他の情報に依拠し、それらが正確かつ完全であることを前提としており、弊社がその正確性や完全性について独自の検証を行う責任を負うものではありません。弊社は、いかなる資産及び負債についての評価又は査定も行っておらず、また、そのような評価又は査定の提出も受けておりません。更に、倒産、支払停止又はそれらに類似する事項に関する適用法令の下での貴社及び相手方の信用力についての評価も行っておりません。弊社は、提出された財務分析や予測に依拠するにあたっては、それらが、当該分析又は予測に関連してなされた貴社及び相手方の経営陣による将来の事業パフォーマンスや財務状況についての現時点で考えられる最善の見積りと判断に基づいて合理的に作成されていることを前提としています。弊社は、かかる分析若しくは予測又はそれらの根拠となった前提については、何ら見解を表明するものではありません。弊社はまた、株式移転契約書の最終版が、弊社に提出されたその草案と、いかなる重要な点においても相違しないことも前提としております。弊社は、本意見表明に関する一切の法的問題について、弁護士の助言に依拠しております。更に、弊社は、本件取引の実行に必要な全ての重要な政府、規制当局その他の者の同意あるいは許認可が、貴社若しくは相手方又は本件取引の実行により期待される利益に悪影響を与えることなく取得されることも前提としております。

弊社の意見表明は、当然ながら、本書面の日付現在で弊社が入手している情報及び同日現在の経済、市場、その他の状況に基づいています。本意見表明がなされた後の事象により、本書面における意見表明が影響を受けることがあります。弊社はその意見を修正、変更ないし補足する義務を負いません。本書面は、予定されている本件取引における株式移転比率が貴社普通株式の株主にとって財務的見地から公正であることについて意見表明するにとどまり、貴社の発行するその他の種類の有価証券の保有者、債権者若しくはその他の議決権保有者にとっての本件取引若しくはその対価の公正性、又は本件取引を実行するという貴社の決定の是非についての意見を述べるものではありません。弊社は、持株会社普通株式、貴社普通株式又は相手方普通株式が将来どのような価格で取引されるかという点についても、何ら意見表明をするものではありません。

弊社は本件取引に関して、貴社のファイナンシャル・アドバイザーとして行ったサービスの対価として報酬を貴社から受領する予定です。また、本件取引が実行された場合には、追加報酬を貴社から受領する予定です。更に、貴社は、弊社が貴社から委託されて行う業務から生ずる一定の責任について弊社を補償することに同意しています。弊社はまた、2004年における貴社によるジャパン石油開発株式会社、インペックスジャワ株式会社及びインペックスエービーケー石油株式会社の買収に関連して、貴社のファイナンシャル・アドバイザーを務めました。弊社は、本段落に記載されている以外には、貴社又は相手方と、そのファイナンシャル・アドバイザーその他としての関係を有しておりません。弊社又は関連会社は、その通常の業務において、貴社又は相手方の債券又は持分証券の自己勘定取引及び顧客勘定取引を行うことがあり、したがって、弊社又は関連会社は随時、これらの有価証券の買持ちポジション又は売持ちポジションを保有する可能性があります。

上記の前提及び条件に基づき、弊社は本書面の日付現在において、予定されている本件取引の株式移転比率は貴社普通株式の株主にとって財務的見地から公正であると判断いたします。

本書面は、貴社取締役会による本件取引の評価に関連して、かかる評価を目的として貴社取締役会に提出されるものです。弊社の意見表明は、本件取引その他の事項に関する議決権行使の推奨を貴社株主に対して行うものではありません。本書面は、貴社が東京証券取引所の規則に基づき同取引所に本書面の写しを提出する場合又は2006年1月開催予定の貴社臨時株主総会の招集通知に本書面の写しを添付する場合を除き、弊社の書面による事前の同意なしに、その全文又は一部を問わず、また目的の如何にかかわらず、第三者に開示し、参照させ又は伝達することはできません。

以上

J.P. モルガン証券会社

④ 商法第366条第1項第3号ないし第6号の貸借対照表および損益計算書の内容

当社及び帝国石油株式会社の貸借対照表および損益計算書の内容につきましては後記にそれぞれ記載のとおりであります。

⑤ 当該株式移転の決議に関する事項

当該株式移転につきましては、帝国石油株式会社の株式移転に関する臨時株主総会における承認および当社の甲種類株主総会の承認ならびに法令に定める関係当局の承認が得られることが条件とされています。さらに、平成17年11月5日締結の共同株式移転契約に基づき、当社もしくは帝国石油株式会社の財産または経営状態に著しく重大な変動が生じ、または重大な契約違反が生じるなどの事由により、株式移転の日の前日までの間に共同株式移転に関する合意が解除された場合には、当該株式移転の決議は失効するものとされています。

上記のうち、帝国石油株式会社の株式移転に関する臨時株主総会における承認につきましては、平成18年1月31日にかかる臨時株主総会が開催されており、当該株式移転につき承認可決されています。

また、当社の甲種類株主総会の承認につきましては、当社定款第9条の6第5項に基づき、甲種類株主総会が、平成18年1月31日、当社臨時株主総会閉会後に開催されており、当該株主移転につき承認可決されています。一方で、甲種類株主の承認が必要となる根拠として、同項のほか、当社定款第9条の6第1項第3号がございしますが、甲種類株主総会の不開催について、甲種類株主から、当社定款の規定に基づき当社が行った調査結果、当社が甲種類株主総会の不開催を判断するに至った全ての資料および同株主が当社普通株式の約36%を保有し、また、新設持株会社普通株式の約29%を保有することとなる現状に鑑み、臨時株主総会および当社定款第9条の6第5項に基づき開催される甲種類株主総会において当該株式移転が会社提案の原案のまま承認されることを条件として、異議申立を行わない旨の通知を平成18年1月30日付で受領しており、これにより、当社臨時株主総会の決議は確定しております。

甲種類株主は経済産業大臣であります。

# 国際石油開発帝石ホールディングス株式会社定款

## 第1章 総 則

(商 号)

- 第1条 当社は、国際石油開発帝石ホールディングス株式会社と称する。略称は国際石油開発帝石HDとする。
- 2 前項の商号は、英文ではINPEX Holdings Inc. (略称INPEX HDs) と表示する。

(目 的)

- 第2条 当社は、次の事業を営む会社（外国法に基づいて設立された会社を含む。）の株式および持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。
- ① 石油、天然ガス、その他の鉱物資源の調査、探鉱、開発および生産
  - ② 石油、天然ガス、その他の鉱物資源およびそれ等の副産物の精製、加工、貯蔵、売買、受託販売および輸送
  - ③ 電気、熱（蒸気、温水、冷水等）および水（飲料水、工業用水等）の供給
  - ④ さく井工事その他建設工事の請負
  - ⑤ 産業廃棄物の収集および運搬
  - ⑥ 前各号の事業に関する設備、機械、器具および資材の製造、売買および賃貸借
  - ⑦ 不動産の売買、賃貸借および管理
  - ⑧ 警備の請負
  - ⑨ 損害保険の代理および生命保険の募集
  - ⑩ 貨物の保管および荷役、自動車運送および自動車リース
  - ⑪ 第1号および第2号に関連するコンサルティング
  - ⑫ 前各号の事業およびそれらに関連する事業に関する投資、融資および債務の保証
  - ⑬ 前各号に付帯関連する事業
- 2 当社は、前項各号の事業を営むことができる。

(本店の所在地)

- 第3条 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。

(公 告)

- 第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株 式

(株式の総数)

- 第5条 当社が発行する株式の総数は、9,000,001株とし、このうち、9,000,000株は普通株式、1株は甲種類株式とする。ただし、普通株式につき消却があった場合または甲種類株式につき消却があった場合には、これに相当する株式数を減ずる。

(自己株式の取得)

- 第6条 当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。

(端株の買増し)

第7条 当社の端株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する端株と併せて1株となるべき端株を売り渡すべき旨を請求することができる。

(名義書換代理人)

第8条 当社は、株式および端株について名義書換代理人を置く。

2 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。

3 当社の株主名簿（実質株主名簿（株券等の保管及び振替に関する法律（昭和59年法律第30号）第32条にいう実質株主名簿をいう。）を含む。以下同じ。）および端株原簿ならびに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、端株原簿への記載または記録、端株の買取りおよび買増し、質権の登録、信託財産の表示、株券の交付、株券喪失登録および諸届出の受理等株式および端株に関する事務は、名義書換代理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。

(株式取扱規程)

第9条 当社の株券の種類ならびに株式の名義書換、端株原簿への記載または記録、端株の買取りおよび買増し、その他株式および端株に関する取扱および手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第10条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主（実質株主（株券等の保管及び振替に関する法律（昭和59年法律第30号）第30条第1項に規定する実質株主をいう。）を含む。以下同じ。）をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。

2 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

3 本定款において、「基準日」とは、ある株主総会において議決権を行使することができる者を定めるための基準日としての、第1項または第2項に基づき定められた日をいう。

### 第3章 種類株式

(定義)

第11条 本章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)「親会社」とは、他の会社等の財務および営業または事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下「意思決定機関」という。）を支配している会社等をいう。以下、他の会社等の意思決定機関を支配している者とは、次の各号に掲げる者をいう。

① 他の会社等の議決権（種類株式の議決権を除く。以下種類株式の議決権につき言及する場合を除き同じ。）の過半数を自己の計算において所有している者

② 他の会社等の議決権の100分の40以上、100分の50以下を自己の計算において所有している者であつて、かつ、次に掲げるいずれかの要件に該当する者

イ 自己の計算において所有している議決権と自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同様に議決権を行使すると認められる者および自己の意思と同様に議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、他の会社等の議決権の過半数を占めていること。

ロ 役員もしくは使用人である者、またはこれらであった者で自己が他の会社等の財務および営業または事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、当該他の会社等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていること。

ハ 他の会社等の重要な財務および営業または事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。

ニ 他の会社等の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。）の総額の過半について融資（債務の保証および担保の提供を含む。以下同じ。）を行っていること

(自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合せて資金調達額の総額の過半となる場合を含む。)

ホ その他他の会社等の意思決定機関を支配していることが推測される事実が存在すること。

- ③ 自己の計算において所有している議決権と自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同様に議決権を行使すると認められる者および自己の意思と同様に議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせた場合(自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。)に他の会社等の議決権の過半数を占めている者であつて、かつ、前号ロからホまでに掲げるいずれかの要件に該当する者
- ④ 他の会社等の種類株式(議決権のないものを除く。)のうちある種類のものについて、その議決権の過半数を自己の計算において所有している者

(2)「会社等」とは、会社、組合その他これらに準ずる事業体(外国におけるこれらに相当するものを含む。)をいう。

(3)「関連会社」とは、ある者(その者が子会社を有する場合には、当該子会社を含む。)が、出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、子会社以外の他の会社等の財務および営業または事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該子会社以外の他の会社等をいう。ある者が他の者(個人を含む。)の関連会社である場合の他の者もある者の関連会社とみなす。子会社以外の他の会社等の財務および営業または事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合とは、次の各号に掲げる場合をいう。

- ① 子会社以外の他の会社等の議決権の100分の20以上を自己の計算において所有している場合
- ② 子会社以外の他の会社等の議決権の100分の15以上、100分の20未満を自己の計算において所有している場合であつて、かつ、次に掲げるいずれかの要件に該当する場合
- イ 役員もしくは使用人である者、またはこれらであつた者で自己が子会社以外の他の会社等の財務および営業または事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、当該子会社以外の他の会社等の代表取締役、取締役またはこれらに準ずる役職に就任していること。
- ロ 子会社以外の他の会社等に対して重要な融資を行っていること。
- ハ 子会社以外の他の会社等に対して重要な技術を提供していること。
- ニ 子会社以外の他の会社等との間に重要な販売、仕入れその他の営業上または事業上の取引があること。
- ホ その他子会社以外の他の会社等の財務および営業または事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができることが推測される事実が存在すること。

- ③ 自己の計算において所有している議決権と自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同様に議決権を行使すると認められる者および自己の意思と同様に議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせた場合(自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。)に子会社以外の他の会社等の議決権の100分の20以上を占めているときであつて、かつ、前号イからホまでに掲げるいずれかの要件に該当する場合

(4)「共同保有者」とは、以下のいずれかに該当する者を総称していう。

- ① 単一の株主が、当会社の株式の他の保有者と協力して、当会社の経営に継続的に影響を与えることを合意している場合の当該他の保有者
- ② 単一の株主の配偶者、親会社もしくはその意思決定機関を支配する個人、子会社もしくは関連会社、または単一の株主の親会社もしくはその意思決定機関を支配する個人の単一の株主以外の子会社であつて当会社の株式を保有している者
- ③ ①に定める他の保有者の配偶者、親会社もしくはその意思決定機関を支配する個人、子会社もしくは関連会社であつて当会社の株式を保有している者
- ④ 単一の株主の配偶者の子会社または関連会社(単一の株主およびその配偶者夫婦の事情をあわせ考慮した場合に当該夫婦の子会社または関連会社となる者を含む。)であつて当会社の株式を保有している者
- ⑤ ①に定める他の保有者の配偶者の子会社または関連会社(①に定める他の保有者およびその配偶者夫婦の事情をあわせ考慮した場合に当該夫婦の子会社または関連会社となる者を含む。)

であって当会社の株式を保有している者

- (5) 「甲種類株式」とは、本章に規定する種類株式をいう。
- (6) 「公的主体」とは、国または国が全額出資する独立行政法人をいう。
- (7) 「子会社」とは、会社等または個人が他の会社等の意思決定機関を支配している場合の当該他の会社等をいい、親会社および子会社、子会社の意思決定機関を支配する個人および子会社、または子会社が、他の会社等の意思決定機関を支配している場合における当該他の会社等も、その親会社または個人の子会社とみなす。
- (8) 「重要な資産の処分等」とは、当会社または当会社子会社における、資産の売却、営業譲渡、現物出資、会社分割（ただし、現物出資または会社分割の実施後、当会社が、出資先会社または会社分割における承継会社もしくは新設会社の、親会社となる場合を除く。）、および担保設定その他の処分、ならびに当会社子会社株式・持分の売却（ただし、当会社が直接株式を所有している子会社の場合を除き、当会社子会社株式・持分の売却後、当会社が当該子会社の、親会社となる場合を除く。）その他の処分で、当該処分により当会社または当会社子会社が受領する対価もしくは担保設定額が直近に作成された当会社監査済連結財務諸表における総資産の100分の20以上である場合または直近に作成された連結財務諸表における連結売上高において当該処分にかかる資産による売上高の占める割合が100分の20以上である場合のいずれかをいう。なお、当会社子会社株式・持分の売却には、合併、株式交換、株式移転および当会社連結子会社が行う第三者割当増資（ただし、当会社が直接株式を所有している子会社の場合を除き、合併、株式交換、株式移転または第三者割当増資の実施後、当会社が合併による存続会社もしくは新設会社、株式交換もしくは株式移転における完全親会社、または第三者割当増資を行った当会社子会社の、親会社となる場合を除く。）を含むものとする。また、当会社子会社株式・持分の売却の場合、当会社または当会社子会社が受領する対価は、株式・持分の売却の場合は当会社子会社の一株・一出資口あたり売却価格に売却直前時点における当該子会社の発行済み株式・出資口総数を乗じた金額、合併、株式交換、株式移転の場合は合併比率（合併により解散する会社の株主・社員の所有する一株・一出資口についての、存続会社または新設会社の株式・持分の割当の比率をいう。以下同じ。）、株式交換比率（株式交換により完全子会社となる会社の株主の所有する一株についての、完全親会社となる会社の株式の割当の比率をいう。以下同じ。）、株式移転比率（株式移転により完全子会社となる会社の株主の所有する一株についての、設立される完全親会社の株式の割当の比率をいう。以下同じ。）を算出するにあたり使用された当会社子会社の一株・一出資口あたりの価値に合併、株式交換、株式移転直前時点における当該子会社の発行済み株式・出資口総数を乗じた金額、第三者割当増資の場合は第三者割当増資における当会社子会社の一株・一出資口当りの発行価額に第三者割当増資直後の当該子会社の発行済み株式・出資口総数を乗じた金額に、それぞれ対象となる当会社子会社の直近に作成された監査済貸借対照表における有利子負債（以下「有利子負債」という。）の総額に相当する金額を加算した金額とみなす。会社分割および営業譲渡の場合、当会社または当会社子会社が受領する対価は、当会社または当会社子会社が受領する金銭、株式その他の金額（金銭以外の資産については会社分割および営業譲渡における当該資産の評価額をいう。）に、会社分割または営業譲渡において当会社または当会社子会社からの承継の対象とされた有利子負債の総額に相当する金額を加算した金額とみなす。上記にかかわらず、当会社が直接株式を所有している子会社株式の処分の場合は、当該処分により当会社が受領する対価もしくは担保設定額が直近に作成された当会社監査済連結財務諸表における総資産の100分の20以上である場合を「重要な資産の処分等」とする。
- (9) 「償還請求日」とは、甲種類株主の書面による当会社に対する甲種類株式の償還請求の通知が、当会社に到達した日をいう。
- (10) 「単一の株主」とは、自己の計算において当会社株式を所有している者の他、以下に掲げる者を含む。
- ① 金銭の信託契約その他の契約または法律の規定に基づき、当会社の株主としての議決権を行使することができる権限を有する者、または、当該議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する者（本号②に該当する者を除く。）
  - ② 投資一任契約（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和61年法律第74号）第2条第4項に規定する投資一任契約をいう。）その他の契約または法律の規定に基づき、当会社

株券に投資をするのに必要な権限を有する者

(取締役の選解任)

- 第12条 取締役の選任または解任にかかる当会社株主総会決議時点において、当会社普通株式にかかる総株主の議決権の100分の20以上を公的主体以外の当会社普通株式の単一の株主または単一の株主とその共同保有者が保有していた場合（ただし、かかる場合にあたるかにつき、本条においては、当該株主総会にかかる基準日現在の株主を前提に判断するものとする。）には、当該取締役の選任または解任については、当会社株主総会の決議に加え、甲種類株式の株主（以下本章ないし第5章において「甲種類株主」という。）による種類株主総会（以下本章ないし第5章において「甲種類株主総会」という。）の決議を必要とする。
- 2 第27条第3項ないし第5項に基づき甲種類株主総会の招集通知が発送された場合は、前項に定める「取締役の選任または解任にかかる当会社株主総会決議時点において、当会社普通株式にかかる総株主の議決権の100分の20以上を公的主体以外の当会社普通株式の単一の株主または単一の株主とその共同保有者が保有していた場合（ただし、かかる場合にあたるかにつき、本条においては、当該株主総会にかかる基準日現在の株主を前提に判断するものとする。）」の要件（以下「取締役の選任または解任に関する100分の20要件」という。）が当該決議の対象となった取締役の選任または解任にかかる当会社株主総会決議時点において充足されていたものとみなす。
- 3 取締役の選任または解任にかかる当会社株主総会決議後、甲種類株主による異議申立てなく第27条第4項に定める異議申立て期間が経過した場合は、取締役の選任または解任に関する100分の20要件が当該取締役の選任または解任にかかる当会社株主総会決議時点において充足されていなかったものとみなす。

(重要な資産の全部または一部の処分等)

- 第13条 当会社の重要な資産の処分等については、当会社株主総会の決議または取締役会決議に加え、甲種類株主総会の決議を必要とする。
- 2 当会社子会社の重要な資産の処分等については、第32条に基づく取締役会の承認決議に加え、甲種類株主総会の決議を必要とする。

(定款変更)

- 第14条 以下の事項に関する定款変更については、当会社株主総会の決議に加え、甲種類株主総会の決議を必要とする。
- ① 当会社の目的
- ② 当会社普通株式以外の株式への議決権（甲種類株式に既に付与された種類株主総会における議決権を除く。）の付与

(統 合)

- 第15条 以下の各号に該当する場合を除き、当会社が合併、株式交換、株式移転をする場合、当会社株主総会の決議に加え、甲種類株主総会の決議を必要とする。
- ① 合併において当会社が存続会社となる場合。ただし、合併完了時点において当会社普通株式にかかる総株主の議決権の100分の20以上を公的主体以外の単一の株主または単一の株主とその共同保有者が保有することとなる場合（ただし、かかる場合にあたるかにつき、本号においては、当該合併を承認する各当事会社の株主総会にかかる基準日現在の株主を前提に判断するものとする。）を除く。
- ② 株式交換において当会社が完全親会社となる場合。ただし、株式交換完了時点において当会社普通株式にかかる総株主の議決権の100分の20以上を公的主体以外の単一の株主または単一の株主とその共同保有者が保有することとなる場合（ただし、かかる場合にあたるかにつき、本号においては、当該株式交換を承認する各当事会社の株主総会にかかる基準日現在の株主を前提に判断するものとする。）を除く。
- ③ 株式移転において新設持株会社を設立する場合で、甲種類株主が本定款上有する権利と同等の権利を有する当該新設持株会社の種類株式が甲種類株主に付与されることが、株式移転のための株主総会で決議された場合。ただし、株式移転完了時点において新設持株会社普通株式にかかる総株主の

議決権の100分の20以上を公的主体以外の単一の株主または単一の株主とその共同保有者が保有することとなる場合（ただし、かかる場合に当たるかにつき、本号においては、当該株式移転を承認する各当事会社の株主総会にかかる基準日現在の株主を前提に判断するものとする。）を除く。

- 2 第27条第3項ないし第5項に基づき甲種類株主総会の招集通知が発送された場合は、前項①に定める「合併完了時点において当会社普通株式にかかる総株主の議決権の100分の20以上を公的主体以外の単一の株主または単一の株主とその共同保有者が保有することとなる場合（ただし、かかる場合に当たるかにつき、本号においては、当該合併を承認する各当事会社の株主総会にかかる基準日現在の株主を前提に判断するものとする。）」の要件、前項②に定める「株式交換完了時点において当会社普通株式にかかる総株主の議決権の100分の20以上を公的主体以外の単一の株主または単一の株主とその共同保有者が保有することとなる場合（ただし、かかる場合に当たるかにつき、本号においては、当該株式交換を承認する各当事会社の株主総会にかかる基準日現在の株主を前提に判断するものとする。）」の要件、および前項③に定める「株式移転完了時点において新設持株会社普通株式にかかる総株主の議決権の100分の20以上を公的主体以外の単一の株主または単一の株主とその共同保有者が保有することとなる場合（ただし、かかる場合に当たるかにつき、本号においては、当該株式移転を承認する各当事会社の株主総会にかかる基準日現在の株主を前提に判断するものとする。）」の要件（以下、個別にまたは総称して、「合併、株式交換、株式移転に関する100分の20要件」という。）が、当該合併、株式交換、株式移転にかかる当会社株主総会決議の時点において充足されていたものとみなす。
- 3 甲種類株主による異議申立てなく第27条第4項に定める異議申立て期間が経過した場合は、合併、株式交換、株式移転に関する100分の20要件が、当該合併、株式交換、株式移転にかかる当会社株主総会決議の時点において充足されていなかったものとみなす。
- 4 当会社が合併、株式交換、株式移転をする場合、合併契約、株式交換契約、株式移転契約、またはこれらを目的とする契約において取締役の選解任の定めが含まれる場合は、当該取締役の選解任に関する甲種類株主総会の要否については、第12条第1項の規定にかかわらず第1項の規定に従ってこれを決する。
- 5 当会社が合併、株式交換、株式移転をする場合において、合併契約、株式交換契約、株式移転契約、またはこれらを目的とする契約において定款変更の定めが含まれる場合の当該定款変更に関する甲種類株主総会の要否、及び当会社が株式移転をする場合において、新設持株会社の定款の規定が当会社の定款の規定と異なる場合の当該株式移転契約の承認に関する甲種類株主総会の要否については、第1項の規定によれば合併、株式交換、株式移転に関する甲種類株主総会の決議が不要な場合であっても、第14条の規定に従ってこれを決する。

#### （資本の減少）

第16条 当会社の株主への金銭の払い戻しを伴う当会社の資本の額の減少については、当会社株主総会の決議に加え、甲種類株主総会の決議を必要とする。

#### （解 散）

第17条 当会社が株主総会決議により解散をする場合、当会社株主総会決議に加え、甲種類株主総会の決議を必要とする。

#### （議 決 権）

第18条 甲種類株式は当会社株主総会において議決権を有しない。ただし、法令に別段の定めがある場合はこの限りではない。

#### （利益配当金、中間配当金）

第19条 甲種類株式に対する利益配当または中間配当は、当会社普通株式に対する利益配当または中間配当と同額にて行われる。

#### （残余財産の分配）

第20条 甲種類株主は当会社普通株式に対する残余財産分配の金額と同額の残余財産分配請求権を有する。

(種類株式の償還)

第21条 甲種類株式は、甲種類株主の書面による当会社に対する請求により償還される。

- 2 当会社は、甲種類株式が公的主体以外の者に譲渡された場合、取締役会の決議により、甲種類株式を当該譲受人の意思にかかわらず消却することができる。なお、甲種類株主は、甲種類株式を譲渡する場合には、当会社に対して、その旨および相手先の名称を、事前に通知しなければならない。
- 3 本条に基づく償還の価格は、第1項の場合は償還請求日、第2項の場合は消却日の前日（以下あわせて「償還価格基準日」という。）の時価によることとする。当会社普通株式が東京証券取引所に上場されている場合は、当会社普通株式一株あたりの東京証券取引所における償還価格基準日の終値と同一の価格をもって償還価格基準日の時価とする。償還価格基準日の終値が存在しない場合には、同日より前の最も直近の日における終値によることとする。

第4章 株 主 総 会

(招 集)

第22条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要があるごとに随時招集する。

- 2 株主総会は、取締役会の決議に基づいて社長が招集する。ただし、社長に事故があるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により他の取締役が招集する。
- 3 第3章の規定に基づき、当会社株主総会決議に加え甲種類株主総会の決議が必要となる事項については、当会社株主総会の招集通知において、当該決議事項については甲種類株主総会決議が必要である旨を記載するものとする。ただし、第12条および第15条に規定する場合であって、第27条第3項の規定に基づき甲種類株主総会を開催しない旨を甲種類株主に通知する場合には、甲種類株主総会決議が必要となる場合がある旨を記載するものとする。

(議 長)

第23条 社長は、株主総会の議長となる。ただし、社長に事故があるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により他の取締役が議長となる。

(決 議)

第24条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第25条 株主は、議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合においては、当該株主または代理人は、代理権を証する書面を総会ごとにあらかじめ当会社へ提出しなければならない。

(議 事 録)

第26条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果は、議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役および監査役がこれに記名捺印または電子署名する。

(甲種類株主総会)

第27条 甲種類株主総会は、本店所在地または甲種類株主全員が同意した場所において開催する。

- 2 甲種類株主総会の招集通知は、会日の2週間前までに甲種類株主宛発するものとする。
- 3 当会社株主総会の招集通知を発する場合、当会社は、甲種類株主に対して、当該招集通知の写しを送付するとともに、甲種類株主総会の開催の有無につき通知するものとする。甲種類株主総会を開催する旨の通知は甲種類株主総会の招集通知を発することによりなされるものとする。第12条または第15条第1項①②③に定める甲種類株主総会を開催しない旨の通知を送付する場合には、当会社は、甲種類株主総会を開催する必要がないと判断するに至った全ての資料等（これらには大量保有報告書の写し、大量保有報告書提出者にかかる有価証券報告書その他の情報を含むがこれらに限定されない。）を甲種類株主に対し提出するものとする。

- 4 甲種類株主は、第3項に基づき甲種類株主総会を開催しない旨の通知を受領した場合においても、当会社株主総会において(1)第12条に定める取締役を選任または解任する旨の決議、または(2)第15条第1項①②③それぞれの本文に定める場合において当会社にかかる合併、株式交換、株式移転を行う旨の決議がなされた場合には、当会社に対し、甲種類株主総会を開催すべき旨の異議を申し立てることができるものとする。かかる異議申立ては、当会社株主総会の決議日から2週間以内になされなければならないものとする。当会社は、かかる異議を受領した後1週間以内に、取締役の選任または解任に関する100分の20要件または合併、株式交換、株式移転に関する100分の20要件(以下「甲種類株主総会開催要件」と総称する。)を充足しているか否かを判断の上、その結論を甲種類株主に通知する。当会社は、甲種類株主総会開催要件を充足していると判断した場合には、甲種類株主宛に甲種類株主総会の招集通知を発するものとする。
- 5 前項にかかわらず、当会社は、前項(1)または(2)にかかる当会社株主総会の決議日から1週間以内に、甲種類株主総会開催要件を充足していると判断した場合には、甲種類株主総会の招集通知を発することができる。
- 6 当会社株主総会において取締役の選任または解任の決議が行われた場合であっても、第12条に基づき、必要な甲種類株主総会の決議が得られ、または、第4項に定める異議申立てなく異議申立てのための期間が経過するまでの間(ただし、第4項の定めにかかわらず異議申立ての期間経過以前に異議申し立てを行わない旨の通知が当会社に為された場合には当該通知の受領時点までの間)は、従前の取締役が引き続きその任にあたる。
- 7 第23条、第25条および第26条の規定は、甲種類株主総会において準用する。

## 第5章 取締役および取締役会

(取締役の員数および選任方法)

- 第28条 当会社の取締役は、16人以内とし、当会社株主総会において選任する。ただし、第12条の場合には、甲種類株主総会の承認を必要とする。
- 2 前項の当会社株主総会における取締役選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。
  - 3 取締役の選任の決議については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

- 第29条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任者の残任期間と同一とする。

(代表者および業務執行)

- 第30条 当会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議をもって定める。
- 2 当会社に取り締役会の決議をもって社長1人を置く。
  - 3 社長は、取締役会の決議に基づき会社の業務を総理する。
  - 4 当会社に業務上必要があるときは、取締役会の決議をもって会長1人ならびに副社長、専務取締役および常務取締役をそれぞれ若干名置くことができる。

(取締役会)

- 第31条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き社長が招集し、その議長となる。ただし、社長に事故のあるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれにあたる。
- 2 社長以外の取締役は会議の目的たる事項を記載した書面を社長に提出して、取締役会の招集を請求することができる。
  - 3 取締役会を招集するときは、取締役および監査役全員に対し、会日の3日前にその通知を発するものとする。ただし、緊急に招集の必要あるときは、この期間を短縮することができる。
  - 4 取締役会は、取締役および監査役全員の同意あるときは、招集手続きを経ないで開催することができる。

- 5 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれをする。

(当会社子会社の重要な資産の処分等)

第32条 当会社子会社（第11条（7）に定める意義を有する。以下本条において同じ。）の重要な資産の処分等（第11条（8）に定める意義を有する。以下本条において同じ。）については、当会社子会社の株主総会の決議における当会社の議決権行使に先立ち、当会社の取締役会および甲種類株主総会の承認を必要とする。

2 当会社の取締役会は、当会社子会社よりその重要な資産の処分等を議題とする株主総会の招集通知を受領したときは、受領の日から1週間以内に、当該株主総会での議決権行使について決議を行う。

3 当会社の取締役会は、前項に基づき当会社子会社の重要な資産の処分等を承認した場合には、直ちに、甲種類株主に対して、その会日を当該承認の日から2週間後とする甲種類株主総会を開催する旨の通知を発する。

(議事録)

第33条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果は、議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役および監査役がこれに記名捺印または電子署名する。

(報酬および退職慰労金)

第34条 取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議により定める。

(相談役、顧問)

第35条 当会社に、取締役会の決議により相談役および顧問若干人を置くことができる。

(取締役の責任限定)

第36条 当会社は、商法第266条第12項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第1項第5号の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

## 第6章 監査役および監査役会

(監査役の員数および選任方法)

第37条 当会社の監査役は、5人以内とし、株主総会で選任する。

2 前項の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。

(監査役の任期)

第38条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間と同一とする。

(常勤監査役)

第39条 監査役は、互選により常勤の監査役を定める。

(監査役会)

第40条 監査役会は、各監査役が招集する。

2 監査役会を招集するときは、監査役全員に対し、会日の3日前にその通知を発するものとする。ただし、緊急に招集の必要あるときは、この期間を短縮することができる。

3 監査役全員の同意あるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開くことができる。

4 監査役会の決議は、法令に別段の定めのない限り、監査役の過半数をもってこれをする。

(議 事 録)

第41条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名捺印または電子署名する。

(報酬および退職慰労金)

第42条 監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議により定める。

(監査役の責任限定)

第43条 当社は、商法第280条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

## 第7章 計 算

(営業年度および決算期)

第44条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、毎年3月31日を決算期とする。

(利 益 配 当)

第45条 利益配当金は、毎年3月31日における最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者および同日の最終の端株原簿に記載または記録された端株主に支払う。

(中 間 配 当)

第46条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日における最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者および同日の最終の端株原簿に記載または記録された端株主に対し、商法第293条ノ5の規定による金銭の分配（以下「中間配当」という。）をなすことができる。

(配当金等の除斥期間)

第47条 利益配当金または中間配当金の支払の提供をした後、株主、登録質権者または端株主の受け取りがなく5年を経過したときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。

## 附 則

(設立に際して発行する株式)

- 第1条 当社の設立は、商法第364条の株式移転（以下「本株式移転」という。）による。
- 2 当社の設立に際して発行する株式の総数は、2,360,660.95株とし、このうち、2,360,659.95株は普通株式、1株は甲種類株式とする。
  - 3 前項にかかわらず、本株式移転をなすべき時期の前日までに、国際石油開発株式会社および帝国石油株式会社がそれぞれ自己株式を消却した場合には、本株式移転による当該自己株式への割当分につき、当社が発行する普通株式数を減ずるものとする。

(最初の取締役および監査役の任期)

- 第2条 当社の最初の取締役および監査役の任期は、第29条および第38条の規定にかかわらず、就任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

(最初の営業年度)

- 第3条 当社の最初の営業年度は、第44条の規定にかかわらず、当社の設立の日から平成19年3月31日までとする。

## 貸借対照表

(平成17年9月30日現在)

(百万円未満切捨表示)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	97,447	流動負債	23,377
現金及び預金	21,248	未払金	1,162
売掛金	13,550	未払費用	531
有価証券	21,883	未払法人税等	16,179
前払費用	82	繰延税金負債	15
立替金	5,698	前受金	5,442
短期貸付金	33,051	預り金	46
未収入金	1,742		
その他	189	固定負債	26,165
固定資産	355,817	長期借入金	11,321
(有形固定資産)	9,498	退職給付引当金	952
建物	5,306	役員退職慰労引当金	425
構築物	66	長期未払金	13,440
機械及び装置	0	長期預り金	26
車両運搬具	23		
器具備品	100	負債合計	49,543
土地	4,001	(資本の部)	
(無形固定資産)	79	資本金	29,460
その他の無形固定資産	79	資本剰余金	62,402
		資本準備金	62,402
(投資その他の資産)	346,239	利益剰余金	312,149
投資有価証券	159,956	利益準備金	7,365
子会社株式	168,351	任意積立金	263,451
出資金	194	配当準備積立金	1,500
長期貸付金	11,703	為替変動積立金	1,000
長期前払費用	33	海外投資等損失準備金	1,233
繰延税金資産	184	別途積立金	259,718
生産物回収勘定	87,445	中間未処分利益	41,332
その他	1,995		
貸倒引当金	△662	株式等評価差額金	△289
探鉱投資等引当金	△82,963	自己株式	△0
		資本合計	403,722
資産合計	453,265	負債・資本合計	453,265

## 損 益 計 算 書

(自 平成17年4月1日)  
(至 平成17年9月30日)

(百万円未満切捨表示)

科 目		金 額		
経 常 損 益	営業収益			
	原油売上		18,966	
	天然ガス売上		101,266	120,232
	営業費用			
	原油売上原価	18,719		
	天然ガス売上原価	101,266		
	無償配分原油	△7,388		
	無償配分天然ガス	△69,886	42,711	
	販売費及び一般管理費		2,152	44,864
	営業利益			75,368
益 の 外 部 損 益	営業外収益			
	受取利息		626	
	有価証券利息		179	
	受取配当金		1,815	
	為替差益		1,207	
	雑収入		631	4,459
	営業外費用			
	支払利息及び引当金繰入		196	
	探鉱投資等引当金繰入		1,871	
	雑損		82	2,150
経常利益			77,677	
税引前中間純利益			77,677	
法人税及び住民税額		42,831		
法人税等調整額		△83	42,748	
中間純利益			34,929	
前期繰越利益			6,403	
中間未処分利益			41,332	

中間貸借対照表及び中間損益計算書についての注記

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法  
 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法  
 その他有価証券  
     時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は主として全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）  
     時価のないもの 移動平均法による原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法  
 有形固定資産 定率法を採用しております。但し、平成10年4月1日以後に取得した建物（附属設備を除く）につきましては、定額法を採用しております。  
 無形固定資産 定額法を採用しております。また、ソフトウェア（自社利用分）につきましては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
- (3) 引当金の計上基準  
 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当中間決算期末における退職給付債務に基づき計上しております。  
 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。なお、この引当金は商法施行規則第43条に規定する引当金であります。  
 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権につきましては貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権につきましては個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。  
 探鉱投資等引当金 資源探鉱投資法人等の株式等に対する損失に備えるため、投資先各社の資産状態を検討のうえ計上しております。
- (4) 消費税等の会計処理について 消費税等については、税抜方式によっております。
- (5) 生産物回収勘定の会計処理について 生産分与契約に基づき投下した作業費を計上しております。生産開始後、同契約に基づき生産物（原油及び天然ガス）をもって投下作業費を回収しております。
- (6) 無償配分原油及び無償配分天然ガスの会計処理について 生産分与契約に基づき引取った生産物のうち、同契約に基づき事後的に算定される報酬部分である生産物の金額を原油売上原価及び天然ガス売上原価の調整項目として計上しております。

2. 会計方針の変更

- 固定資産の減損に係る会計基準について 当中間会計期間から「固定資産の減損に係る会計基準」（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号）を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。

3. 子会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	7,103百万円
長期金銭債権	11,658百万円
短期金銭債務	17百万円
長期金銭債務	10百万円
4. 有形固定資産の減価償却累計額	3,214百万円
5. 重要なリース資産で資産の部に計上しないもの	
電子計算機26台等をリース契約により使用しております。	
6. 担保に供している資産	
定期預金	8,610百万円
7. 保証債務残高	107,930百万円
8. 商法施行規則第124条第3号に規定する額	235百万円
9. 子会社との取引高	
営業取引	6,968百万円
営業取引以外の取引	1,005百万円
10. 一株当たりの中間純利益	18,194円20銭

## 貸借対照表

(平成17年3月31日現在)

(百万円未満切捨表示)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	74,722	流動負債	22,467
現金及び預金	24,802	未払金	4,706
売掛金	15,207	未払費用	480
有価証券	18,391	未払法人税等	12,608
前払費用	77	前受金	4,587
繰延税金資産	11	預り金	84
立替金	97		
短期貸付金	15,694	固定負債	18,288
未収入金	308	長期借入金	10,741
その他	131	退職給付引当金	870
		役員退職慰労引当金	409
固定資産	343,255	長期未払金	6,205
(有形固定資産)	9,640	長期預り金	62
建物	5,436		
構築物	69	負債合計	40,755
機械及び装置	0	(資本の部)	
車両運搬具	27	資本金	29,460
器具備品	104	資本剰余金	62,402
土地	4,001	資本準備金	62,402
(無形固定資産)	35	利益剰余金	284,996
その他の無形固定資産	35	利益準備金	7,365
		任意積立金	225,709
(投資その他の資産)	333,579	配当準備積立金	1,500
投資有価証券	144,669	為替変動積立金	1,000
子会社株式	164,621	海外投資等損失準備金	491
出資金	194	別途積立金	222,718
長期貸付金	17,265	当期未処分利益	51,921
長期前払費用	36	株式等評価差額金	363
繰延税金資産	53	自己株式	△0
生産物回収勘定	81,918		
その他	6,552	資本合計	377,222
貸倒引当金	△631	負債・資本合計	417,978
探鉱投資等引当金	△81,100		
資産合計	417,978		

## 損 益 計 算 書

(自 平成16年4月1日)  
(至 平成17年3月31日)

(百万円未満切捨表示)

科 目		金 額	
経 常 損 益	営業収益		
	原油売上	36,129	
	天然ガス売上	166,599	202,729
	営業費用		
	原油売上原価	34,214	
	天然ガス売上原価	166,599	
	無償配分原油	△11,624	
	無償配分天然ガス	△105,209	83,980
	販売費及び一般管理費	5,193	89,173
		営業利益	
益 の 外 部 損 益	営業外収益		
	受取利息	390	
	有価証券利息	256	
	受取配当金	4,755	
	雑収入	1,025	6,427
	営業外費用		
	支払利息及び引当金繰入	205	
	探鉱投資等引当金繰入	4,595	
	為替差損	1,929	
	雑損失	669	7,399
	経常利益		112,584
	税引前当期純利益		112,584
	法人税及び住民税額	61,666	
	法人税等調整額	152	61,819
	当期純利益		50,765
	前期繰越利益		1,156
	当期未処分利益		51,921

## 貸借対照表及び損益計算書についての注記

### 1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法  
 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法  
 その他有価証券  
 時価のあるもの 決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は主として全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）  
 時価のないもの 移動平均法による原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法  
 有形固定資産 定率法を採用しております。但し、平成10年4月1日以後に取得した建物（附属設備を除く）につきましては、定額法を採用しております。  
 無形固定資産 定額法を採用しております。また、ソフトウェア（自社利用分）につきましては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
- (3) 繰延資産の処理方法  
 支出時に全額を経費として処理しております。
- (4) 引当金の計上基準  
 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき、当期末において発生している額を計上しております。  
 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。なお、この引当金は商法施行規則第43条に規定する引当金であります。  
 貸倒引当金 一般債権につきましては貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権につきましては個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。  
 探鉱投資等引当金 資源探鉱投資法人等の株式等に対する損失に備えるため、投資先各社の資産状態を検討のうえ計上しております。
- (5) 消費税等の会計処理について  
 消費税等については、税抜方式によっております。
- (6) 生産物回収勘定の会計処理について  
 生産分与契約に基づき投下した作業費を計上しております。生産開始後、同契約に基づき生産物（原油及び天然ガス）をもって投下作業費を回収しております。
- (7) 無償配分原油及び無償配分天然ガスの会計処理について  
 生産分与契約に基づき引取った生産物のうち、同契約に基づき事後的に算定される報酬部分である生産物の金額を原油売上原価及び天然ガス売上原価の調整項目として計上しております。

### 2. 子会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	2,042百万円
長期金銭債権	17,217百万円
短期金銭債務	19百万円
長期金銭債務	46百万円
3. 有形固定資産の減価償却累計額	3,070百万円
4. 重要なリース資産で資産の部に計上しないもの 電子計算機25台等をリース契約により使用しております。	
5. 担保に供している資産 定期預金	8,200百万円
6. 保証債務残高	101,014百万円
7. 商法施行規則第124条第3号に規定する額	716百万円
8. 子会社との取引高 営業取引	15,863百万円
営業取引以外の取引	1,762百万円
9. 一株当たりの当期純利益	26,717円47銭

### 第3四半期貸借対照表

(平成17年9月30日現在)

(金額単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	32,547	流 動 負 債	21,703
現 金 及 び 預 金	9,065	買 掛 金	2,863
売 掛 金	7,439	1 年 内 返 済 予 定 長 期 借 入 金	3,812
有 価 証 券	8,099	未 払 金	12,855
製 品	2,714	未 払 法 人 税 等	145
石 油 精 製 委 託 品	168	未 払 事 業 所 税 用 金	8
諸 作 業 勘 定	378	未 払 費 用	1,763
貯 蔵 品	876	預 り 金	48
前 渡 金	17	そ の 他 の 流 動 負 債	206
短 期 債 権	2,111	固 定 負 債	50,293
繰 延 税 金 資 産	301	長 期 借 入 金	21,357
そ の 他 の 流 動 資 産	1,374	繰 延 税 金 負 債	21,748
固 定 資 産	216,355	退 職 給 付 引 当 金	6,149
有 形 固 定 資 産	109,753	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	653
建 物	6,521	廃 鉦 費 用 引 当 金	273
構 築 物	64,034	そ の 他 の 固 定 負 債	109
坑 井	560		
機 械 及 び 装 置	8,703	負 債 合 計	71,996
車 両 運 搬 具	4		
工 具 器 具 備 品	130	資 本 の 部	
土 地	7,712	資 本 金	19,579
建 設 仮 勘 定	21,967	資 本 剰 余 金	11,228
削 井 仮 勘 定	117	資 本 準 備 金	11,222
無 形 固 定 資 産	588	そ の 他 資 本 剰 余 金	6
鉦 業 権	0	自 己 株 式 処 分 差 益	6
諸 利 用 権	107	利 益 剰 余 金	109,963
ソ フ ト ウ ェ ア	299	利 益 準 備 金	3,401
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	181	任 意 積 立 金	75,981
投 資 そ の 他 の 資 産	106,014	探 鉦 準 備 金	6,633
投 資 有 価 証 券	94,265	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	714
子 会 社 株 式	19,817	固 定 資 産 圧 縮 特 別 勘 定 積 立 金	38
長 期 貸 付 金	1,621	特 別 償 却 準 備 金	2,223
長 期 前 払 費 用	7	海 外 投 資 等 損 失 準 備 金	508
そ の 他 の 投 資	1,873	探 鉦 投 資 積 立 金	6,163
貸 倒 引 当 金	△3	別 途 積 立 金	59,700
海 外 投 資 等 損 失 引 当 金	△11,567	第 3 四 半 期 未 処 分 利 益	30,581
		株 式 等 評 価 差 額 金	36,833
		自 己 株 式	△698
資 産 合 計	248,903	資 本 合 計	176,906
		負 債 及 び 資 本 合 計	248,903

### 第3四半期損益計算書

(自 平成17年1月1日  
至 平成17年9月30日)

(金額単位：百万円)

科 目		金	額	
経常損益の部	営業収益		53,693	
	営業費用			
	売上原価	32,985		
	探鉱費	2,592		
	探鉱費	(2,646)		
	探鉱補助金	(△54)		
	販売費及び一般管理費	11,172	46,749	
	営業利益		6,943	
	営業外損益の部	営業外収益		
		受取利息	101	
受取配当金		5,595		
受取歩油及び歩ガス代		534		
その他の営業外収益		303	6,535	
営業外費用				
支払利息		255		
海外投資等損失引当金繰入額	389			
廃鉱費用引当金繰入額	21			
その他の営業外費用	101	768		
経常利益		12,711		
特別損益の部	特別利益			
	固定資産売却益	102	102	
特別損部の減損損失	特別損失			
	減損損失	275	275	
税引前第3四半期純利益			12,537	
法人税、住民税及び事業税		1,438		
法人税等調整額		△214	1,223	
第3四半期純利益			11,313	
前期繰越利益			20,640	
中間配当額			1,372	
第3四半期未処分利益			30,581	

## 四半期貸借対照表及び四半期損益計算書についての注記

### 1. 重要な会計方針

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- |                      |   |
|----------------------|---|
| ① 子会社株式及び関連会社株式      | 移動平均法による原価法   |
| ② その他有価証券<br>時価のあるもの | 四半期末日の市場価格等に基づく時価法<br>(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。) |
| 時価のないもの              | 移動平均法による原価法   |

#### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

- |           |             |
|-----------|-------------|
| ① 製品      | 移動平均法による低価法 |
| ② 石油精製委託品 | 移動平均法による原価法 |
| ③ 貯蔵品     | 移動平均法による原価法 |
| ④ 諸作業勘定   | 個別法による原価法   |

#### (3) 固定資産の減価償却の方法

- |          |   |
|----------|---|
| ① 有形固定資産 | 定額法<br>但し、坑井の減価償却については、実質的残存価額（零）まで償却しております。                |
| ② 無形固定資産 | 定額法<br>なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。 |

#### (4) 繰延資産の処理方法

#### (5) 引当金の計上基準

- |              |  |
|--------------|--|
| ① 貸倒引当金      | 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。  |
| ② 海外投資等損失引当金 | 資源開発関係投資の評価額の低減に対応して、投資先各社の資産状態を検討のうえ、純資産基準により計上しております。  |
| ③ 退職給付引当金    | 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、四半期末において発生していると認められる額を計上しております。<br>数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から費用処理することとしております。 |
| ④ 役員退職慰労引当金  | 役員の退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づく四半期末要支給額を計上しております。<br>この役員退職慰労引当金は、商法施行規則第43条に規定する引当金であります。  |
| ⑤ 廃鉱費用引当金    | 今後発生する廃鉱費用の支出に備えるため、廃鉱計画に基づき、当該費用見積額を期間を基準に計上しております。<br>この廃鉱費用引当金は、商法施行規則第43条に規定する引当金であります。  |

#### (6) リース取引の処理方法

#### (7) ヘッジ会計の方法

- |                                 |   |
|---------------------------------|---|
| ① ヘッジ会計の方法                      | 金利スワップについて特例処理を採用しております。                                  |
| ② ヘッジ手段とヘッジ対象<br>ヘッジ手段<br>ヘッジ対象 | 金利スワップ取引<br>借入金の支払金利                                      |
| ③ ヘッジ方針                         | デリバティブ取引の限度額を実需の範囲とする方針であり、投機目的によるデリバティブ取引は行わないこととしております。 |
| ④ ヘッジ有効性評価の方法                   | 金利スワップは特例処理の要件を満たしているため有効性の判定を省略しております。                   |

#### (8) 消費税等の処理方法

### 2. 会計方針の変更

固定資産の減損に係る会計基準について

固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号平成15年10月31日）が平成16年3月31日に終了する営業年度に係る計算書類から適用できることになったことに伴い、当期から同会計基準及び同適用指針を適用しております。これにより税引前第3四半期純利益は275百万円減少しております。

なお、減損損失累計額については、当該資産の金額から直接控除しております。

3. 子会社に対する金銭債権債務		
	短期金銭債権	352百万円
	長期金銭債権	394百万円
	短期金銭債務	4,920百万円
	長期金銭債務	9百万円
4. 有形固定資産の減価償却累計額		111,838百万円
5. 保証債務残高		10,141百万円
6. 担保に供している資産		
	投資有価証券	10,148百万円
	有形固定資産	6,558百万円
7. 商法施行規則第124条第3号に規定する純資産額		36,833百万円
8. 子会社に対する売上高		905百万円
9. 子会社からの仕入高		1,399百万円
10. 子会社との間の営業取引以外の取引高		27百万円
11. 1株当たり第3四半期純利益		37円09銭
12. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。		

## 貸借対照表

(平成16年12月31日現在)

(金額単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	21,217	流 動 負 債	22,278
現 金 及 び 預 金	6,191	買 掛 金	2,188
売 掛 金	8,421	短 期 借 入 金	380
有 価 証 券	1,617	1 年 内 返 済 予 定 長 期 借 入 金	3,245
製 品	2,493	未 払 金	12,542
石 油 精 製 委 託 品	116	未 払 法 人 税 等	1,517
諸 作 業 勘 定	264	未 払 事 業 所 税	13
貯 蔵 品	875	未 払 費 用	1,940
前 渡 金	10	預 り 金	242
短 期 債 権	594	そ の 他 の 流 動 負 債	206
繰 延 税 金 資 産	152	固 定 負 債	33,312
そ の 他 の 流 動 資 産	480	長 期 借 入 金	12,379
固 定 資 産	186,666	繰 延 税 金 負 債	12,607
有 形 固 定 資 産	104,988	退 職 給 付 引 当 金	5,892
建 築 物	6,733	役 員 退 職 慰 勞 引 当 金	928
構 築 物	67,939	廃 鉦 費 用 引 当 金	326
坑 井	1,153	そ の 他 の 固 定 負 債	1,177
機 械 及 び 装 置	9,535	負 債 合 計	55,590
車 両 運 搬 具	7	資 本 の 部	
工 具 器 具 備 品	130	資 本 金	19,579
土 地	7,768	資 本 剰 余 金	11,225
建 設 仮 勘 定	11,713	資 本 準 備 金	11,222
削 井 仮 勘 定	7	そ の 他 資 本 剰 余 金	2
無 形 固 定 資 産	567	自 己 株 式 処 分 差 益	2
鉦 業 権	3	利 益 剰 余 金	101,446
諸 利 用 権	130	利 益 準 備 金	3,401
ソ フ ト ウ ェ ア	316	任 意 積 立 金	76,100
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	117	探 鉦 準 備 金	6,790
投 資 そ の 他 の 資 産	81,110	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	578
投 資 有 価 証 券	68,932	固 定 資 産 圧 縮 特 別 勘 定 積 立 金	130
子 会 社 株 式	21,454	特 別 償 却 準 備 金	2,476
長 期 貸 付 金	1,162	海 外 投 資 等 損 失 準 備 金	508
長 期 前 払 費 用	13	探 鉦 投 資 積 立 金	5,915
そ の 他 の 投 資	1,897	別 途 積 立 金	59,700
貸 倒 引 当 金	△3	当 期 未 処 分 利 益	21,944
海 外 投 資 等 損 失 引 当 金	△12,347	株 式 等 評 価 差 額 金	20,521
資 産 合 計	207,883	自 己 株 式	△479
		資 本 合 計	152,293
		負 債 及 び 資 本 合 計	207,883

## 損 益 計 算 書

(自 平成16年 1月 1日)  
(至 平成16年12月31日)

(金額単位：百万円)

科 目		金	額	
経常損益の部	営業収益		66,246	
	営業費用			
	売上原価	41,145		
	探鉱費	3,485		
	探鉱補助金	(3,615)		
	探鉱補助金	(△129)		
	販売費及び一般管理費	14,729	59,360	
	営業利益		6,885	
	営業外損益の部	営業外収益		
		受取利息	126	
受取配当金		2,706		
受取歩油及び歩ガス代		584		
海外投資等損失引当金戻入額		371		
その他の営業外収益		408	4,197	
営業外費用				
支払利息	319			
廃鉱費用引当金繰入額	146			
その他の営業外費用	317	784		
経常利益			10,298	
特別損益の部	特別利益			
	固定資産売却益	138		
	貸倒引当金戻入額	8	147	
税引前当期純利益			10,446	
	法人税、住民税及び事業税	1,970		
	法人税等調整額	△526	1,443	
当期純利益			9,002	
	前期繰越利益		13,858	
	中間配当額		915	
当期未処分利益			21,944	

## 貸借対照表及び損益計算書についての注記

### 1. 重要な会計方針

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- |                      |   |
|----------------------|---|
| ① 子会社株式及び関連会社株式      | 移動平均法による原価法   |
| ② その他有価証券<br>時価のあるもの | 期末日の市場価格等に基づく時価法<br>(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。) |
| 時価のないもの              | 移動平均法による原価法   |

#### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

- |           |             |
|-----------|-------------|
| ① 製品      | 移動平均法による低価法 |
| ② 石油精製委託品 | 移動平均法による原価法 |
| ③ 貯蔵品     | 移動平均法による原価法 |
| ④ 諸作業勘定   | 個別法による原価法   |

#### (3) 固定資産の減価償却の方法

- |          |   |
|----------|---|
| ① 有形固定資産 | 定額法<br>但し、坑井の減価償却については、実質的残存価額（零）まで償却しております。                                      |
| ② 無形固定資産 | 定額法<br>なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。<br>支出時の費用として処理しております。 |

#### (4) 繰延資産の処理方法

#### (5) 引当金の計上基準

- |              |   |
|--------------|---|
| ① 貸倒引当金      | 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。   |
| ② 海外投資等損失引当金 | 資源開発関係投資の評価額の低減に対応して、投資先各社の資産状態を検討のうえ、純資産基準により計上しております。   |
| ③ 退職給付引当金    | 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。<br>数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から費用処理することとしております。 |
| ④ 役員退職慰労引当金  | 役員の退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。<br>この役員退職慰労引当金は、商法施行規則第43条に規定する引当金であります。   |
| ⑤ 廃鉱費用引当金    | 今後発生する廃鉱費用の支出に備えるため、廃鉱計画に基づき、当該費用見積額を期間を基準に計上しております。<br>この廃鉱費用引当金は、商法施行規則第43条に規定する引当金であります。   |
- (6) リース取引の処理方法  
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

#### (7) ヘッジ会計の方法

- |                                 |   |
|---------------------------------|---|
| ① ヘッジ会計の方法                      | 金利スワップについて特例処理を採用しております。                                  |
| ② ヘッジ手段とヘッジ対象<br>ヘッジ手段<br>ヘッジ対象 | 金利スワップ取引<br>借入金の支払金利                                      |
| ③ ヘッジ方針                         | デリバティブ取引の限度額を実需の範囲とする方針であり、投機目的によるデリバティブ取引は行わないこととしております。 |
| ④ ヘッジ有効性評価の方法                   | 金利スワップは特例処理の要件を満たしているため有効性の判定を省略しております。                   |

#### (8) 消費税等の処理方法

税抜方式を採用しております。

### 2. 子会社に対する金銭債権債務

	短期金銭債権	506百万円
	長期金銭債権	539百万円
	短期金銭債務	6,211百万円
	長期金銭債務	9百万円
3. 有形固定資産の減価償却累計額		106,420百万円
4. 有形固定資産の当期圧縮記帳額		13百万円
5. 保証債務残高		9,192百万円

6. 担保に供している資産		
	投資有価証券	10,713百万円
	有形固定資産	7,489百万円
7. 商法施行規則第124条第3号に規定する純資産額		20,521百万円
8. 子会社に対する売上高		865百万円
9. 子会社からの仕入高		1,737百万円
10. 子会社との間の営業取引以外の取引高		10百万円
11. 1株当たり当期純利益		29円33銭
12. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。		

以上